

業 務 設 計 書 (仕 様 書)

事業年度	令和 8～12 年度												
業務名	美里町行政情報系パソコン等賃貸借業務											設計書	
業務場所	遠田 郡 美里 町 北浦字駒米 1 3 番地ほか												
履行期間	令和 9 年 1 月 1 日 ～ 令和 12 年 9 月 30 日 1368 日間												

業 務 概 要
別紙「美里町行政情報系パソコン等賃貸借業務仕様書」のとおり

設計表紙(甲)

借 上 料			
一 金	円	業 務 価 格	円
		消費税及び地方消費 税に相当する額	円

実 施 理 由 又 は 変 更 理 由
本業務は、行政情報系ネットワーク及びインターネット系ネットワークで使用するパソコンを賃借するものである。

実 施 方 法 そ の 他
別紙「美里町行政情報系パソコン等賃貸借業務仕様書」のとおり

設 計 内 訳 書

業務名	美里町行政情報系パソコン等賃貸借業務					事業区分 事業区分	
事業区分・工種・種別・細別		規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
行政情報系パソコン等賃貸借業務							
デスクトップパソコン		別紙「賃貸借機器等仕様書」のとおり	式	179			1式内訳表 第1号
ノートパソコン		別紙「賃貸借機器等仕様書」のとおり	式	162			1式内訳表 第2号
オフィスソフト		別紙「賃貸借機器等仕様書」のとおり	ライセンス	341			
キッティング作業			式	1			1式内訳表 第3号
小計							
改め							
消費税及び地方消費税に相当する額							
業務費合計(消費税含む)							

1 式 内 訳 表

					単価使用年月 歩掛適用年月 歩掛調整係数			
第 1 号	デスクトップパソコン		単位	式	割戻数量	1	単価	
事業区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
デスクトップパソコン		別紙「賃貸借機器等仕様書」のとおり	台	1				
付属品		別紙「賃貸借機器等仕様書」のとおり	個	1				
保守料金		別紙「賃貸借機器等仕様書」のとおり	式	1				
端末処分費		別紙「賃貸借機器等仕様書」のとおり	式	1				
合計								

1 式 内 訳 表

					単価使用年月 歩掛適用年月 歩掛調整係数			
第 2 号	ノートパソコン		単位	式	割戻数量	1	単価	
事業区分・工種・種別・細別			単位	数量	単価	金額	摘要	
ノートパソコン			台	1				
付属品			個	1				
保守料金			式	1				
端末処分費			式	1				
合計								

1 式 内 訳 表

						単価使用年月 歩掛適用年月 歩掛調整係数			
第 3 号	キッティング作業			単位	式	割戻数量	1	単価	
事業区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
キッティング作業 イメージファイル 1 種類目			デスクトップパソコン 業務用アプリケーションソフト	台	179				
キッティング作業 イメージファイル 2 種類目			ノートパソコン（行政情報系） 業務用アプリケーションソフト	台	127				
キッティング作業 イメージファイル 3 種類目			ノートパソコン （インターネット系） 業務用アプリケーションソフト	台	35				
合計									

美里町行政情報系パソコン等賃貸借業務仕様書

1 本件業務の内容及び範囲に関する事項

(1) 納入物品

ア 仕様及び数量

別紙「賃貸借機器等仕様書」のとおり

イ 同等品を納入する場合の取扱い

別紙「賃貸借機器等仕様書」で参考製品としているものについては、同等品（同程度以上の品質、性能等を有する物品）での応札を認める。ただし、同等品であることの確認を発注者が行う必要があるため、同等品で応札するに当たっては、入札公告において示した日程で質問書を総務課入札契約係まで提出（※同等品欄に必要事項を記入し、カタログの写しを添付すること）し、その回答で同等品と認められること。

ウ 再生品およびリユース品の取扱い

本業務において提供するパソコン等については、環境配慮及びコスト削減の観点から、次に掲げる条件を全て満たす場合に限り、メーカー認定の再生品（リファービッシュ品）又はこれに準ずる整備済みのリユースパソコン等を納入することができる。

(ア) 品質及び外観

本体ケース、ヒンジ、端子その他の部位に、通常の業務利用に支障を及ぼす割れ、欠け、変形、深い傷、ひび割れ、著しい変色又は汚れがないこと。キーボードは、文字が判読でき、キー入力その他の操作に支障がないこと。液晶画面は、表示及び業務利用に支障となる傷、割れ、著しいムラ、ちらつき又は変色がないこと。

(イ) OS 及びライセンスの適法性

搭載される OS は、マイクロソフト社の正規ライセンス（MAR: Microsoft Authorized Refurbisher プログラム等、または COA ラベル等で適法性が証明されたもの）が適用されていること。また、発注者が指定する OS バージョンへのアップグレード、またはセキュリティサポート期間が十分に確保されていること。

(ウ) ハードウェアの性能等

本仕様書が要求する最低スペック（CPU、メモリ容量、ストレージ種別・容量、各種インターフェース等）を完全に満たしていること。なお、ストレージ（SSD 等）については、原則として新品（または総書き込み量が少ない良品）を使用すること。

(エ) バッテリー等の消耗品

ノートパソコン等に内蔵されているバッテリーについて、過度な劣化がなく、一定時間以上の稼働（またはメーカーの基準値を満たす状態）が保持できること。著しい容量低下がある場合は、新品のバッテリーに交換して納入すること。

(2) 納入場所

受注者は、別紙「賃貸借機器等仕様書」に定める数量の機器等を、次に掲げる場所へ納入する

こと。なお、発注者は、業務上の必要がある場合、納入場所又は各納入場所への納入数量を変更することができるものとする。この場合、発注者と受注者は、変更内容及び対応方法について協議するものとする。

- ・美里町役場本庁舎 (宮城県遠田郡美里町北浦字駒米 1 3 番地)
- ・美里町健康福祉センター (遠田郡美里町牛飼字新町 5 1 番地)
- ・美里町役場南郷庁舎 (宮城県遠田郡美里町木間塚字中央 1 番地)

(3) 賃貸借期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで (4 5 か月)

(4) 業務内容

ア 導入・キッティング要件

(ア) 納入期限

令和 8 年 1 2 月 2 1 日 (月)

(イ) OS 及びライセンスの確認

納入する全てのパソコンには、正規にライセンスされた Windows 11 Pro 64bit を搭載すること。

(ウ) キッティング (初期設定)

受注者は、発注者が指定する OS、業務アプリケーション、各種設定情報及び作業指示に基づき、納入する全てのパソコンについてキッティングを実施すること。

キッティングは、発注者が作成するマスター PC 又はマスターイメージを使用して実施し、受注者は、作業開始前に、発注者が指定する代表機又はマスター機において設定内容及び業務アプリケーションの動作確認を行い、発注者の承認を得た上で全台に展開すること。

上記作業が終了した PC に次の個別設定等を行うこと。なお、作業に必要な情報は後日提供する。

- ・コンピュータ名の設定
- ・IP アドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイ、DNS の設定
- ・コンピュータ名を記載したシール又はテプラの作成及び貼り付け
- ・ネットワーク区分を記載したシール又はテプラの作成及び貼り付け
- ・所属部署名を記載したシール又はテプラの作成及び貼り付け

(エ) 搬入

受注者は、納入時に機器一覧表、機器ごとの製造番号又はシリアルナンバー一覧、設定結果一覧、ソフトウェア及びライセンス一覧、動作確認結果一覧その他発注者が必要と認める資料を提出すること。なお、梱包資材は受注者が処分すること。

イ 運用・保守要件

(ア) ヘルプデスクおよび保守窓口

本業務に関する問い合わせ、障害受付、修理依頼を一元化する専用の窓口 (コールセンター等) を設置すること。

(イ) 障害対応 (先出しセンドバック)

発注者から、納入機器が正常な使用において故障した旨の申し出を受けた場合、受注者は迅速に代替品と交換すること。なお、交換に要する機器郵送料以外の費用は受注者の負担とする。

この場合、業務に必要なアプリのインストール及び各種設定は、町が行う。また、上記以外の保守・保証内容については、受注者又はメーカーの延長保証仕様によるものとする。

(ウ) 保証及び保守対応

再生品またはリユース品であっても、賃貸借期間の全期間にわたり、新品同様の保守対応（故障時の迅速な修理、部品交換、または同等品以上の代替機による無償交換）を受注者の責任において保証すること。

ウ 撤去・データ消去要件

(ア) 賃貸借期間満了後の取扱い

- ・賃貸借期間満了後の機器については、原則として撤去を行う。ただし、発注者と受注者が協議のうえ期間を延長することができる。
- ・別紙「賃貸借機器等仕様書」に記載の付属品については、賃貸借期間終了後に返却を行わないものとする。

(イ) 機器の撤去・回収

賃貸借期間の満了後に機器を撤去する場合は、発注者指定の場所より撤去すること。なお、撤去費用は受注者の負担とし、速やかに撤去すること。

(ウ) データ消去

回収した全ての機器の記憶媒体について、NIST SP 800-88 Rev. 2 又はこれと同等以上の基準に準拠した方法により、保存情報を復元不可能な状態に消去すること。消去方法は、対象媒体の種類、暗号化の有無及び情報の機密性に応じて適切に選定し、消去実施後に消去結果の検証を行うこと。

物理破壊を行う場合は、発注者の立会いの下で実施すること。ただし、発注者が認める場合は、作業状況を確認できる動画、連続性を確認できる写真、作業記録、その他これらに代わる客観的な証拠を提出すること。

(エ) データ消去証明書の提出

データ消去完了後、対象機器のシリアルナンバーが紐づけられた「データ消去証明書」（物理破壊の場合は、「作業完了報告書および証拠写真」等）を発注者に提出すること。

2 契約金額の支払期日、支払方法等に関する事項

(1) 検査及び検収

発注者は、納入物品、初期設定内容及び動作確認結果について検査を行い、仕様書に適合すると認めたときは検収を行う。検査の結果、仕様書に適合しない事項があると認められた場合、受注者は自己の負担で速やかに修補、交換又は再設定を行うこと。

(2) 契約金額の支払

ア 別表「支払内訳書」のとおりとし、支払の請求は発注者の定める手続きに従うものとする。

イ 受注者は、発注者の定める手続きに従い支払を請求するものとする。

ウ 発注者は、前項の支払請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、30日以内に支払わなければならない。

エ 発注者が前項に規定する代金の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、履行期日時における政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、

財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（履行期日時点における率とする。以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した遅延利息を受注者に支払う。

オ 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（３）消費税及び地方消費税の算定

ア 消費税額及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額は、請求金額に法定の税率を乗ずることにより算定するものとする。

イ 法令の改正により、消費税等の税率に変更があった場合には、変更後の税率に従って消費税等の額を算定するものとする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

３．個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱い及び個人情報の漏えいに関しては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

４．その他の事項

（１）本入札に当たっては、設定費用等を含む４５か月分の総額（消費税及び地方消費税を除いた額）を入札書に記載すること。

（２）この仕様書に記載されていない事項については、相互協議の上決定する。

（３）契約期間途中に、天災等のやむを得ない事情で納品が遅れる場合は、事実判明時点で速やかに発注者へ報告し、その後の対応について協議を行うこと。

別表

支 払 内 訳 書

令和 8 年度

(単位：円)

履 行 月	金 額	消費税及び 地方消費税	計	備 考
令和 9 年 1 月				
令和 9 年 2 月				
令和 9 年 3 月				
合 計				

別表

支 払 内 訳 書

令和 9 年度

(単位：円)

履 行 月	金 額	消費税及び 地方消費税	計	備 考
令和 9 年 4 月				
令和 9 年 5 月				
令和 9 年 6 月				
令和 9 年 7 月				
令和 9 年 8 月				
令和 9 年 9 月				
令和 9 年 10 月				
令和 9 年 11 月				
令和 9 年 12 月				
令和 10 年 1 月				
令和 10 年 2 月				
令和 10 年 3 月				
合 計				

別表

支 払 内 訳 書

令和 10 年度

(単位：円)

履 行 月	金 額	消費税及び 地方消費税	計	備 考
令和 10 年 4 月				
令和 10 年 5 月				
令和 10 年 6 月				
令和 10 年 7 月				
令和 10 年 8 月				
令和 10 年 9 月				
令和 10 年 10 月				
令和 10 年 11 月				
令和 10 年 12 月				
令和 11 年 1 月				
令和 11 年 2 月				
令和 11 年 3 月				
合 計				

別表

支 払 内 訳 書

令和 11 年度

(単位：円)

履 行 月	金 額	消費税及び 地方消費税	計	備 考
令和 11 年 4 月				
令和 11 年 5 月				
令和 11 年 6 月				
令和 11 年 7 月				
令和 11 年 8 月				
令和 11 年 9 月				
令和 11 年 10 月				
令和 11 年 11 月				
令和 11 年 12 月				
令和 12 年 1 月				
令和 12 年 2 月				
令和 12 年 3 月				
合 計				

別表

支 払 内 訳 書

令和 12 年度

(単位：円)

履 行 月	金 額	消費税及び 地方消費税	計	備 考
令和 12 年 4 月				
令和 12 年 5 月				
令和 12 年 6 月				
令和 12 年 7 月				
令和 12 年 8 月				
令和 12 年 9 月				
合 計				

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1条 この契約により、発注者から本件業務の委託を受けた受注者は、本件業務を行うに当たり、個人情報の取扱いについては、以下の条項（以下、「特記事項」という。）によるものとする。

（個人情報の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本件業務を履行するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、あらかじめ個人情報の取扱いに関する具体的な行動指針を発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、発注者に対し、個人情報の取扱いに係る責任者及び本件業務に関して個人情報を取り扱う者を通知しなければならない。

（秘密の保持及び資料転用の禁止）

第3条 受注者は、個人情報の保護に関する法律等の関係法令及び特記事項を遵守し、業務の実施に関して知り得た事項は、契約期間のみならず、契約終了後においても漏らしてはならない。

2 受注者は、業務に関する全ての情報を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者（再委託先を除く。）に提供してはならない。

3 受注者は、発注者から指示又は許可された場合を除き、業務情報を複写又は複製してはならない。また、指示又は許可を受けた場合であっても、業務終了後返還するものとする。

（収集の制限）

第4条 受注者は、本契約に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（個人情報の記録媒体の引渡し及び移送）

第5条 発注者受注者間における個人情報の記録媒体の引渡しについては、その場所及び担当者を特定して行うものとする。

2 記録媒体の移送は、封緘、施錠等の発注者が定める基準に合致した安全で確実な方法により行うものとする。

（安全管理措置）

第6条 受注者は、個人情報の記録媒体を施錠可能な場所に保管し、又は情報システム内で識別情報（ID、パスワード等）を設定し、管理する。

2 受注者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏えい等の危険に対し、安全管理措置を講じる。

- 3 受注者が前項に定める安全管理措置を講じる場合において、発注者が、その具体的内容を特に指定しようとするときは、発注者及び受注者は、協議を行うものとする。

(個人情報の記録媒体の返還)

第7条 受注者は、本契約に基づく業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が含まれる記録媒体は、本契約の終了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 受注者は、本契約に基づく業務に従事している者に対して、在職中及びその職を退いた後においても、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は業務の目的以外の目的に使用してはならないこと等、個人情報保護の趣旨及び内容を周知させ、個人情報等の保護が徹底されるように指導しなければならない。

(立入検査及び調査)

第9条 発注者は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受注者に対して必要な報告を求め、又は業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(個人情報漏えい等に関わる対応)

第10条 受注者において、個人情報の漏えい、紛失等(以下「漏えい等」という。)の事故が発生した場合は、受注者は発注者に対し、直ちに、漏えい等の発生の日時、内容その他詳細事項について報告しなければならない。

- 2 前項の場合、受注者は、直ちに漏えい等の原因の調査に着手するものとし、発注者に対し、速やかに調査の結果を報告するものとする。前項の報告並びに本項の調査及び報告は、受注者の費用負担で行うものとする。
- 3 発注者が必要と認める場合には、前項の調査にかかわらず、発注者は、受注者の費用負担にて、漏えい等の原因究明を調査する会社等を選定し調査を依頼することができるものとし、受注者は当該会社等の調査に協力するものとする。
- 4 第1項の場合、受注者は、再発防止措置を策定の上、発注者に対し遅滞なくその内容を通知するものとする。なお、発注者が独自に再発防止措置を策定し、受注者に実施を求めた場合は、受注者は、その内容を遵守するものとする。
- 5 第1項の場合、受注者は、前各項に定めるほか、次に掲げる事項について発注者の指示に従った対応をとるものとする。

(1) 初期対応への検討への協力及び実施

(2) 行政機関又は警察への報告及び相談

(3) 報道機関への公表

(4) 顧客対応

(5) 被害拡大防止のための措置

(6) 再発防止措置の公表

(7) 社内処分の決定、公表等

- 6 発注者は、個人情報の漏えい等の事故の発生にかかわらず、個人情報の漏えい等の事故を防止する対策が必要と認めた場合には、受注者に対し、個人情報の管理に関する必要な措置、指導を行うことができるものとし、受注者はこれに従うものとする。

(再委託)

第11条 受注者は、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が委託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に委託するときは、本契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(個人情報漏えい等に起因する契約解除等)

第12条 受注者は、業務の実施その他本契約に基づく義務の履行に関し、受注者の責に帰すべき事由により、個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に損害が生じた場合は、発注者は、何らの通知、催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 2 発注者が、前項の規定による契約解除により、損害を受けた場合、受注者は、当該損害につき賠償の責任を負うものとする。
- 3 受注者は、第1項の規定による契約解除により損害を受けた場合において、発注者に対し、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

賃貸借機器等仕様書

納入物品	仕様		数量	参考製品	同等品 (メーカー・品名・品番)
デスクトップパソコン	OS	Windows11 Pro 64bit	179	富士通 ESPRIMO D588/B or/C	
	CPU	Corei5 第9世代以上			
	メモリ	16GB以上			
	ストレージ	SSD 256GB以上			
	光学ドライブ	DVD-ROM以上の読み取りが可能であること。			
	インターフェース	USB (3.0Type-A以上) ×4、USB (2.0Type-A以上) ×2 同等以上			
	映像出力	DVI-D、DisplayPort又はこれらと同等のデジタル映像出力端子を2系統以上搭載すること。なお、VGA入力のための既設ディスプレイに接続するために必要な変換アダプタを付属すること。			
	LAN	1000BASE-T以上に対応するRJ-45ポートを1ポート以上有すること。			
	付属品 (新品) ※保守対象外	・ USB光学マウス ・ USBキーボード (日本語版109) ・ DVI-D→VGA変換アダプタ			
	その他	納品する機種は全て同一機種とする。 ただし、調達後の故障交換その他やむを得ない事情により同一機種の提供が困難となった場合は、発注者の承認を得た上で、要求仕様を満たし、かつ故障機と同等以上の性能を有する機器を代替機として提供することができる。 【数量内訳】 美里町役場本庁舎 111台 美里町健康福祉センター 31台 美里町役場南郷庁舎 37台			
ノートパソコン	OS	Windows11 Pro 64bit	162	HP ProBook 450 G7	
	CPU	Corei5 第10世代以上			
	メモリ	16GB以上			
	ストレージ	SSD 256GB以上			
	光学ドライブ	不要			
	インターフェース	USB TYPE-C×1/USB 3.1×2/USB 2.0×1 以上			
	LAN	・ 無線LAN: IEEE 802.11a/b/g/n/acに対応し、2.4GHz帯及び5GHz帯を利用できること。 ・ 有線LAN: 1000BASE-T以上に対応すること。RJ-45ポートを本体に内蔵すること。 ・ 無線LAN及びBluetoothを搭載する場合は、BIOS/UEFI又はOSの設定により、利用を無効化できること。			
	ディスプレイ	15.6インチ、解像度1,366 × 768ドット以上であること。			
	キーボード	日本語テンキー付キーボード			
	付属品 (新品) ※保守対象外	USB光学マウス			
	その他	納品する機種は全て同一機種とする。 ただし、調達後の故障交換その他やむを得ない事情により同一機種の提供が困難となった場合は、発注者の承認を得た上で、要求仕様を満たし、かつ故障機と同等以上の性能を有する機器を代替機として提供することができる。 【数量内訳】 美里町役場本庁舎 97台 美里町健康福祉センター 17台 美里役場南郷庁舎 48台			
オフィスソフト	製品	Microsoft Office Home & Business 2024又はこれと同等以上のMicrosoft Office製品	341	Microsoft Office Home and Business 2024	
	構成	Word、Excel、PowerPoint及びOutlookを含むこと。			
	ライセンス	納入するパソコン1台につき1ライセンスを付与し、正規に使用できること。			
	その他	Microsoftアカウントとの紐付け、ライセンス認証、ソフトウェアのダウンロード及びインストールは、発注者が実施するものとする。			